

町田市就学援助費支給要綱の一部改正について

2026年7月に実施した就学援助費支給要綱の一部改正についてご報告いたします。

1 改正理由

国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の引き上げを踏まえ、入学準備金の支給額の増額等を行うため。

2 改正内容

(1) 入学準備金の支給額増額について

小学校に係る入学準備金の支給額を64,300円に、中学校に係る入学準備金の支給額を81,000円に増額しました。

	小学校	中学校
改正後	64,300円	81,000円
改正前	57,060円	63,000円

(2) 移動教室及び修学旅行費の支給回数の制限に関する規定の削除について

同規定は、事務処理基準に定めることとしたため、削除します。

3 施行期日

2026年7月1日から施行し、改正後の町田市就学援助費支給要綱の規定は、同年4月1日から適用します。

町田市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学援助費支給要綱（２０００年４月１日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後				改正前			
別表第２（第５関係）				別表第２（第５関係）			
支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考	支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
入学準備金	小学校の就学予定者又は小学校第１学年	<u>６４，３００円</u>		入学準備金	小学校の就学予定者又は小学校第１学年	<u>５７，０６０円</u>	
	小学校第６学年又は中学校第１学年	<u>８１，０００円</u>			小学校第６学年又は中学校第１学年	<u>６３，０００円</u>	
略	略	略	略	略	略	略	略
移動教室及び修学旅行費	小学校及び中学校全学年（第３第２号に該当するものにあつては、小学校第５学年及び第６学年並びに中学校全学年）	実支出額	第３第２号又は第３号に該当するものにあつては、別に定める額を限度とする。	移動教室及び修学旅行費	小学校及び中学校全学年（第３第２号に該当するものにあつては、小学校第５学年及び第６学年並びに中学校全学年）	実支出額	<u>（１）第３第２号又は第３号に該当するものにあつては、別に定める額を限度とする。</u> <u>（２）同一年度において１回を限度とする。ただし、転校した場合は、この限りでない。</u>
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、2026年7月1日から施行し、改正後の別表第2の規定は、同年4月1日から適用する。

(2026年度における入学準備金に係る特例措置)

2 この要綱による改正前の町田市就学援助費支給要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により旧要綱第3第4号に該当して2025年度中に入学準備金（小学校の就学予定者に係るものに限る。）の支給を受けた者が、2026年4月1日時点において、準要保護者であって、旧要綱第3第1号及び第2号のいずれかに該当するものとして、旧要綱第6の規定による支給認定を受けたときは、当該認定を受けた者に対し、旧要綱別表第2入学準備金の部小学校の就学予定者又は小学校第1学年の項に規定する額とこの要綱による改正後の別表第2入学準備金の部小学校の就学予定者又は小学校第1学年の項に規定する額との差額に相当する額を支給するものとする。

3 旧要綱の規定により旧要綱第3第4号に該当して2025年度中に入学準備金（中学校の就学予定者に係るものに限る。）の支給を受けた者が、2026年4月1日時点において、準要保護者であって、旧要綱第3第1号及び第2号のいずれかに該当するものとして、旧要綱第6の規定による支給認定を受けたときは、当該認定を受けた者に対し、旧要綱別表第2入学準備金の部小学校第6学年又は中学校第1学年の項に規定する額とこの要綱による改正後の別表第2入学準備金の部小学校第6学年又は中学校第1学年の項に規定する額との差額に相当する額を支給するものとする。